

◆収入基準について◆

1. 申込資格における収入基準

申込者及び親族（婚約者等を含む）で収入のある方全員の総所得金額（過去1年間における所得税法によって算出した所得額）から、下記に掲げる年間額を控除し、12で除した額（＝所得月額）が、一般世帯については158,000円以下、高齢者及び障害者等の世帯については214,000円以下であることが収入の基準です。

年間控除額

- (1) 同居親族及び別居扶養親族1人につき380,000円
- (2) 老人扶養親族（70歳以上）1人につき100,000円（老人同一生計配偶者を含む）
- (3) 特定扶養親族（16歳以上23歳未満）1人につき250,000円
- (4) 障害者1人につき270,000円（特別障害者にあつては400,000円）
- (5) ひとり親の場合350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合は、当該所得金額）
- (6) (5)に該当しない寡婦1人につき270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合は、当該所得金額）
- (7) 給与所得又は年金所得のある1人につき100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合は、当該所得金額）

※ 控除については、当該募集期間の申込締切日現在の年齢によります。

2. 計算例（給与所得者が2人の場合）

（申込者 家族4人、うち障害者1人）

区分	所得証明書上の表示	総収入金額	総所得金額
	源泉徴収票上の表示	支払金額	給与所得控除後の金額
申込者の収入		3,424,000円	① 2,316,800円
妻の収入		1,418,000円	② 868,000円
			③ 3,184,800円

合計総所得金額 3,184,800円 - 給与所得等控除 (380,000円×3人) - 特別控除 (障害者控除) = 控除後総所得金額  
 3,184,800円 - 200,000円 - 1,140,000円 - 270,000円 = 1,574,800円  
 1,574,800円 ÷ 12ヶ月 = 131,233円 (所得月額) < 214,000円：申込資格があります。

3. 収入基準早見表

- (1) 給与所得者（サラリーマン等）の総【収入】金額（源泉徴収票の「支払金額」）でみる早見表  
 ※同居親族控除のみを考慮した場合の早見表です。

世帯人員数		1人	2人	3人	4人	5人
総収入金額	一般	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999
	高齢者等	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999

- (2) 事業所得者（自営業等）の合計【総所得】金額でみる早見表

※同居親族控除のみを考慮した場合の早見表です。

世帯人員数		1人	2人	3人	4人	5人
総所得金額	一般	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011
	高齢者等	2,568,011	2,948,011	3,328,011	3,708,011	4,088,011

新築県営住宅

入居申込案内書

☆今回募集する住宅は「下関市綾羅木新町二丁目20番25号」に建設された「綾羅木県営住宅4号棟」です。※2DKは単身での申し込みが可能です。 4階建全20戸

募集予定戸数	2DK 12戸	3DK(A) (65.9㎡) 4戸	3DK(B) (65.1㎡) 4戸
うち優先枠住戸	4戸	1戸	1戸
うち一般枠住戸	8戸	3戸	3戸



間取図

○ Type: 3DK(A) (65.9㎡)



○ Type: 2DK



○ Type: 3DK(B) (65.1㎡)



【家賃】 別表のとおり

【交通】 県営住宅前(松風町線)バス停まで徒歩2分  
 JR 梶栗郷台地駅まで徒歩9分

【校区】 市立川中西小学校区  
 市立垢田中学校区



申込期間 令和6年3月18日(月)～3月27日(水) 入居予定 令和6年5月下旬  
 申込書 (一財)山口県施設管理財団 県営住宅管理事務所 下関支所  
 郵送先 〒751-0823 下関市貴船町3-2-1 (山口県下関総合庁舎4階) TEL 083-228-0310

## 申込方法及び抽選時の優遇措置について

### 1. 申込方法等について

#### (1) 入居申込書の郵送受付について

- 申し込みに当たっては、所定の申込書を（一財）山口県施設管理財団 下関支所に**郵送**または**持参**してください（郵送の場合、受付期間内の郵便局の消印のあるものが有効です）。

※ 入居申込書は（一財）山口県施設管理財団下関支所で入手できます。

受付期間：令和6年3月18日（月）～3月27日（水）

- 申し込み時には**証明書類**（住民票、所得証明書等）は**不要**です。

#### (2) 抽選会について

- 抽選は、公正な第三者による立会の下に職員が行いますので、**抽選会への出席は不要**です。（抽選は公開で行いますので、希望者は抽選会を見学することができます。）
- 抽選会は、令和6年4月10日（水）10：00 から、山口県下関総合庁舎本館4階第2会議室（収容人数約20名）で行う予定です。
- 抽選結果（仮当選・補欠・落選）については、入居申込書についているハガキでお知らせします。
- ※ 抽選で仮当選となっても、**この時点ではあくまでも「仮」であり、抽選後に行う入居資格審査で合格しなければ入居することはできません。**

#### (3) 入居資格審査

- 仮当選者に対して入居資格審査を行います（証明書等の提出を求めます）。
- 仮当選者が失格となった場合、補欠者を繰上当選とし、入居資格審査を行います。
- 入居資格審査で合格すれば、入居手続きを行った後に入居することができます。

### 2. 抽選時の優遇措置について

- (1) 山口県では、母子・父子世帯、高齢者世帯、多子世帯、DV被害者、犯罪被害者等、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者や障害者と同居している世帯などを「優先枠対象者」として、抽選の際に次のような優遇措置を行っています。

- ① 募集戸数の約3割を優先枠として確保し、優先枠対象者の方だけで抽選を行います。
- ② 優先枠の抽選に漏れた優先枠対象者については、一般枠で、もう一度抽選を行います。

- (2) 平成15年4月以降の県営住宅の抽選において4回以上落選された方（＝多数回応募者）については、一般枠の抽選において抽選番号を2つ割り振ります（申込みは一般枠となります。）

※ 優先枠対象者かつ多数回応募者の方は、優先枠対象者として優遇措置を受けることになります。

◎ 今回の綾羅木県営住宅4号棟の募集では、募集戸数20戸（2DK：12戸、3DK：8戸）のうち優先枠は6戸、一般枠は14戸となります。

◎ **優先枠に申し込むためには一定の資格が必要となりますので、ご注意ください。**

## 入居資格について

県営住宅の申込者は、次の1～4の要件を全て備えている方に限ります（日本国籍以外の方の入居希望者を含みます）。

1. 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含みます）がある方  
※ただし、60歳以上の方など一定の要件を満たす方は、2DKの住戸については、お一人でも申し込みができます。

#### 2. 法で定める収入基準に該当している方（下記(1)又は(2)のとおり）

- (1) 一般世帯 … 所得月額が158,000円以下
- (2) 高齢者等（以下①又は②に該当する者）の世帯 … 所得月額が214,000円以下
  - ①入居者申込者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合
  - ②入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がおられる場合
    - (ア) 身体障害者（1級から4級までの方。5級以上は対象外）
    - (イ) 精神障害者（1級から3級の方）
    - (ウ) 知的障害者（療育手帳の交付を受けている方）
    - (エ) 戦傷病者
    - (オ) 原子爆弾被爆者
    - (カ) 引揚者（本邦引揚げ後5年を経過していない方）
    - (キ) ハンセン病療養所入所者等
    - (ク) 小学校就学前の子供

#### 3. 現在、住宅に困っている方

4. 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※現在、県外に住所又は勤務先のある方も上記1～4のすべての要件を備えている方は入居資格があります。

## 家賃及び駐車場使用料（予定）

家賃表	所得月額 (世帯収入より年間所得を算出し、扶養控除等を控除して12で割った額。)	月額家賃		
		2DK	3DK	
			㉠(65.9㎡)	㉡(65.1㎡)
一般世帯	104,000円以下	21,800円	25,800円	25,500円
	104,000円を超え123,000円以下	25,200円	29,800円	29,400円
	123,000円を超え139,000円以下	28,800円	34,100円	33,600円
	139,000円を超え158,000円以下	32,500円	38,400円	38,000円
高齢者世帯等	158,000円を超え186,000円以下	37,100円	43,900円	43,400円
	186,000円を超え214,000円以下	42,800円	50,700円	50,000円
駐車場使用料		900円		

※法律の改正等により金額に変更を生じる場合があります。

1. 家賃以外に共同の費用（共益費）が必要になります。  
(例えば廊下灯やエレベータの電気代、ごみ置き場の水道料等)
2. 入居の際には敷金（家賃3ヶ月分）が必要です。
3. 連帯保証人は、入居者と同程度以上の収入を有する方が1名必要です。
4. 駐車場は1戸1台として整備しています。
5. 家賃は、入居された方の収入や法令に基づく数値の変動等により毎年度変わります。